

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 19 日から 56 年 1 月 26 日まで  
私は、昭和 37 年から 58 年まで、A 社 B 支店に勤務していた。

申立期間については、A 社 B 支店において継続して厚生年金保険の被保険者とされているが、私が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載がある期間については船員として船舶に乗船していた期間なので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳において、昭和 55 年 7 月 19 日に C 社が所有する D 丸に雇入れ、56 年 1 月 26 日に雇止めの記載が確認できるところ、申立人及び事業主の供述、公共職業安定所の回答による雇用保険の被保険者記録、申立人の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の被保険者記録及び申立人の A 社 E 支店に係る船舶所有者別被保険者名簿における申立期間後の船員保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は、申立期間も継続して A 社に雇用されており、C 社が所有する D 丸において A 社の業務に従事し、A 社から給与を支給されていたものと推認される。

しかしながら、A 社に照会したところ、「申立人に係る賃金台帳等の書類は既に廃棄したため保管しておらず、保険料控除については不明である。申立期間当時の船員保険の加入手続は、当社 B 支店では行っておらず、当社 E 支店においてのみ行っており、同支店に申立人の船員保険関係の書類が保管されていた。」と回答しており、同社から提出された同社 E 支店における申立人の「船員保険得喪歴」によると、申立人の同社 E 支店における船員保険の被保険者記録は、i) 昭和 52 年 6 月 21 日取得、同年 7 月 19 日

喪失、ii) 56年11月27日取得、57年10月12日喪失、と記載されており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間において一緒にD丸に乗り組んでいたとする同僚に照会したところ、「私もA社B支店に勤務していた。申立人と一緒にD丸に乗り組んだ記憶はあるが、給与から船員保険料を控除されていたか、厚生年金保険料が控除されていたかについての明確な記憶は無い。」と供述しており、当該同僚についても、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間も継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、同社E支店に係る船舶所有者別被保険者名簿を確認したものの、申立期間において当該同僚の氏名の記載は無く、船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の船舶所有者別被保険者名簿を確認したものの、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、被保険者証の番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

加えて、船員手帳において船舶所有者として記載されているC社に係る船舶所有者別被保険者名簿についても確認したものの、申立期間において申立人及び前述の同僚の氏名の記載は無く、被保険者証の番号にも欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 6 日から 46 年 7 月まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務していた。同社に勤務してから厚生年金保険に加入するか否かの希望を聞かれて、厚生年金保険に加入することにしようと思ったが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定ができない。

また、事業主は、「当時の書類が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務期間、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、「当該事業所には試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入する時期については事業主が判断していた。」と供述しており、当該同僚が入社したとする日と前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票を確認したものの、申立人の氏名の記載は

無く、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月から 10 年 4 月まで

私は、A社において、年収 600 万円、給与月額 50 万円の条件で採用され、勤務していたが、標準報酬月額の記録を確認したところ、24 万円と記録されており、当時受け取っていた給与額よりも低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人の離職時賃金日額によると、当該事業所離職前の賃金額は、申立人が主張する金額におおむね相当するものであったと推認されるものの、当該事業所は平成 18 年 2 月 14 日に破産手続が終了しており、当時の役員は、「会社の書類は、倒産時に弁護士に預けたため、保管していない。」と供述しており、当該弁護士に照会したものの、「申立期間の書類については保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得ることはできない。

また、申立人が給与振込先として挙げた複数の金融機関に照会したものの、いずれも申立期間における給与振込額を確認することはできず、課税関係資料についても、関係機関における保存年限を経過しており確認できないことなどから、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を特定することができない。

さらに、オンライン記録を確認したところ、申立期間に被保険者記録を有し、申立人と年齢の近い従業員の標準報酬月額は、申立人と同額又はほ

ば同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらず、前述の役員は、「申立人の標準報酬月額として記録されている24万円というのは、当時の基本給の額に相当するのではないかと思われるが、当時、資格や業務内容等に応じ各種の手当も支給していたので、総支給額が多くなることはあったと思う。ただし、標準報酬月額が24万円とされているのであれば、24万円相当の保険料しか控除していないと思われる。」と供述している。

加えて、オンライン記録を確認したものの、申立期間について、遡及して標準報酬月額が引き下げられたなどの不自然な形跡は無い。

このほか、別の役員一人から、申立期間と一部重複する期間の給与明細書が提出されたものの、当該給与明細書の記載項目及び前述の役員の供述による当該事業所の給与体系と、申立人が供述する給与体系とは異なっているため、申立期間における申立人の給与支給状況や保険料控除等について推認することはできない上、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。